

文教委員会資料

請願第5号 きめ細やかな教育の実現にむけた定数改善等に係る意見書採択の要請に関する請願

- 資料1 義務教育費国庫負担制度について
- 資料2 義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要（文部科学省資料）
- 資料3 新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）（文部科学省令和5年度予算資料）
- 資料4 新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）（文部科学省令和6年度概算要求資料）
- 資料5 令和5年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況（文部科学省資料）
- 資料6 川崎市立小・中学校における学級編制基準の弾力的運用について
- 資料7 川崎市立中学校における学級編制の比較等
- 資料8 義務標準法における学級数及び児童生徒数に応じた定数について
- 資料9 川崎市立高等学校における学級編制について
- 資料10 令和4年教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について
- 資料11 GIGAスクール構想における1人1台端末の整備状況について
- 資料12 GIGAスクール構想の着実な推進～1人1台端末の更新～（文部科学省令和6年度概算要求資料）
- 資料13 令和6年度 国の予算編成に対する要請書（抜粋）
- 資料14 要望書（令和5年7月、指定都市教育委員会協議会）（抜粋）
- 資料15 請願要旨に対する本市の考え方について

令和5年10月6日
教育委員会事務局

制度の基本的役割

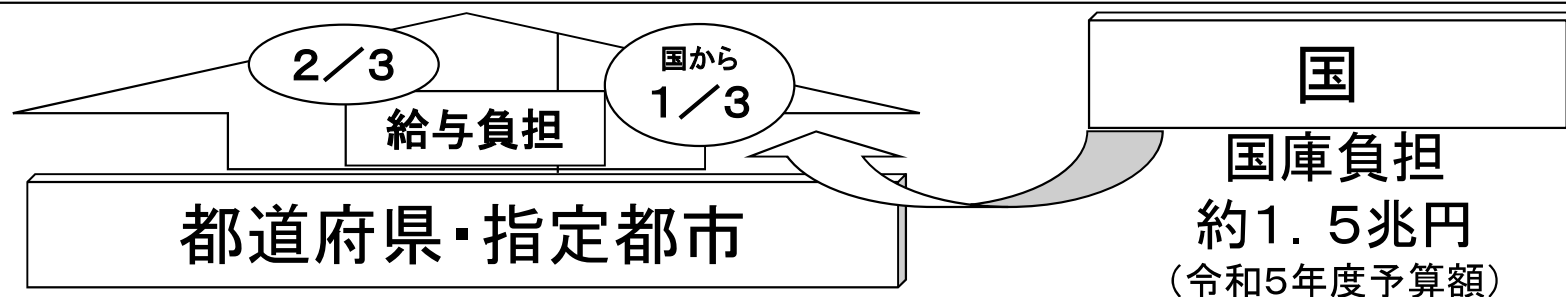
○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。(平成18年度1/2→1/3)

公立義務教育諸学校の教職員の給与費(総額約4.5兆円)

(約69.1万人:小学校40.9万人、中学校23.2万人、特別支援学校5.0万人)



国庫負担金の算定方法

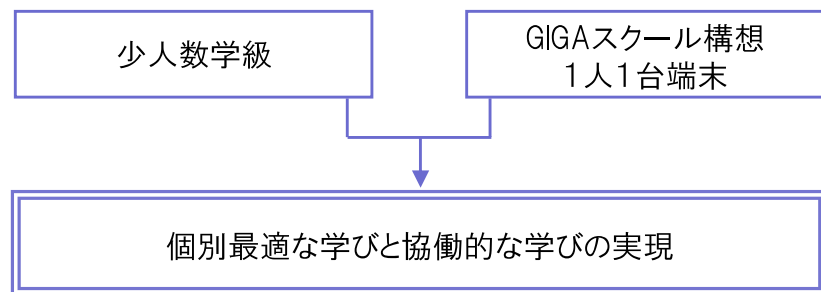
給与単価 × 国庫負担定数※ × 1/3

(※標準法定数(基礎定数+加配定数))

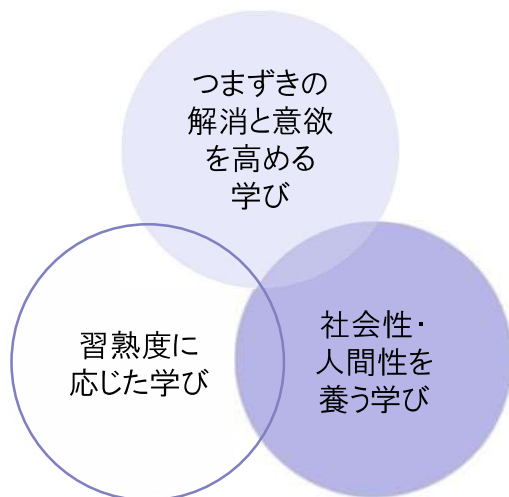
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校*の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



* 義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

| 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|----|----|----|----|----|----|
| 学年 | 小2 | 小3 | 小4 | 小5 | 小6 |

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3) その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

資料3

～小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進～

令和5年度予算額
(前年度予算額)

1兆5,216億円
1兆5,015億円

文部科学省

小学校における35人学級の計画的な整備や、教科指導の専門性を持った教師による高学年の教科担任制の推進等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数4,808人の改善。

- ・教職員定数の改善 +104億円 (+4,808人)
- ・教職員配置の見直し ▲8億円 (▲350人)
- ・人事院勧告による給与改定等 +255億円
- ・教職員定数の自然減等 ▲132億円 (▲6,132人)
- ・国庫負担金の算定方法の適正化 ▲18億円

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等 3,708人

○小学校における35人学級の推進 +3,283人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和5年度は、第4学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

| 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|----|----|----|----|----|----|
| 学年 | 小2 | 小3 | 小4 | 小5 | 小6 |

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

・経済財政運営と改革の基本方針2022(抜粋)

35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。…(略)



○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +425人

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +664人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +111人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲58人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲292人

小学校高学年における教科担任制の推進等 1,100人

○小学校高学年における教科担任制の推進 +950人

※小学校におけるTTの実施等のために措置している加配定数の一部振替を含む。

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)
外国語、理科、算数、体育



教師の確保の観点等を踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう令和4年度から4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和5年度は、950人の定数改善を図る。(改善見込総数は3,800人程度)

※「小中一貫・連携教育への支援」も活用。

○学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題への対応 +250人(一部再掲)

- ✓中学校における生徒指導、小中一貫・連携教育への支援 +160人
- ✓チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +50人
(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員)
- ✓離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +20人
- ✓貧困等に起因する学力課題の解消 +20人

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

資料4

～小学校高学年における教科担任制の強化と35人学級の計画的整備～

令和6年度要求・要望額 1兆5,302億円
 (前年度予算額) 1兆5,216億円 文部科学省

教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の強化や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数5,910人の改善を要求。さらに、定年引上げに伴う特例定員を活用した定数改善の前倒しにより、教師を取り巻く環境整備を加速化する。

また、教師の給与体系の改善に向けた検討を進めつつ必要な処遇を改善する。

・教職員定数の改善 +128億円 (+5,910人) ・定年引上げに伴う特例定員 +105億円 (+4,857人) ・教職員定数の自然減等 ▲168億円 (▲7,776人)
 ・教員給与の改善 +8億円 ・定年引上げ等に伴う給与増 +13億円 計 対前年度 +86億円

①小学校高学年における教科担任制の強化 1,900人

○小学校高学年における教科担任制の強化 +1,900人

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図る。

なお、令和4年度から4年程度をかけて段階的に進める予定を1年前倒しで実施することにより取組の強化を図る。(改善見込総数は3,800人程度)

(小学校高学年における教科担任制に係る改善数)

| 年度 | R4 | R5 | R6要求 |
|-----|-----|-----|-------|
| 改善数 | 950 | 950 | 1,900 |

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)
 外国語、理科、算数、体育



※小中一貫・連携教育の観点からの中学校教員の活用も想定。

②少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備等 3,610人

○小学校における35人学級の推進 +3,171人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和6年度は、第5学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

| 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|----|----|----|----|----|----|
| 学年 | 小2 | 小3 | 小4 | 小5 | 小6 |

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +439人

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +744人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +122人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲116人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲311人

③様々な教育課題への対応や、特例定員の活用 400人 + 4,857人

①中学校における生徒指導や不登校特例校等への支援 +200人

②離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +30人

③チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +100人

(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善)

④貧困等に起因する学力課題の解消 +70人

上記のほか、令和5年度からの定年引上げに伴う特例定員(4,857人)を活用した定数改善の前倒し(ex.小学校35人学級、通級指導等の基礎定数化)。

④教師の職責等を踏まえた処遇改善

教師の給与体系の改善については、骨太方針2023に基づき、具体的な制度設計を進めつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して以下の処遇改善を図る。

- ①主任手当の額の改善 +4億円(令和7年1月からの3か月分)
- ②管理職手当の額の改善 +4億円(令和7年1月からの3か月分)

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【495人】を別途要求(11億円)【復興特別会計】

令和5年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

| 自治体名 | 校種 | 学年 | 選択制 | 概要 |
|------|-----|------|-----|--|
| 北海道 | 小 | 5年 | | 1学級当たりの児童数が35人を超える学校で35人以下学級（市町村教委からの要望） |
| | 小 | 6年 | | 学年1学級で、児童数が35人を超える学校で35人以下学級（市町村教委からの要望） |
| | 中 | 1年 | | 学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級（市町村教委からの要望） |
| 青森県 | 小 | 1～6年 | | 学年2学級以上の学校で33人以下学級 |
| | 中 | 1・2年 | | |
| 岩手県 | 小 | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | | 35人以下学級 |
| 宮城県 | 中 | 1年 | | 35人以下学級 |
| 秋田県 | 小 | 1～6年 | | 学年2学級以上の学校で30人程度学級 |
| | 中 | 1～3年 | | 学年2学級以上の学校で30人程度学級 |
| 山形県 | 小・中 | 全学年 | | 学年2学級以上の学校で33人以下学級（市町村教委からの要望） |
| 福島県 | 小 | 1・2年 | ○ | 30人以下学級 |
| | | 3～6年 | ○ | 30人程度学級（33人での学級編制を可能とする定数を措置） |
| | 中 | 1年 | ○ | 30人以下学級 |
| | | 2・3年 | ○ | 30人程度学級（33人での学級編制を可能とする定数を措置） |
| 茨城県 | 小 | 5・6年 | | 児童生徒数35人を超える学級を3学級以上有する学校で35人以下学級 |
| | 中 | 1～3年 | | |
| 栃木県 | 小 | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | | |
| 群馬県 | 小 | 1・2年 | | 30人以下学級 |
| | | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | | 35人以下学級 |
| 埼玉県 | 小 | 5年 | ○ | 35人以下学級（市町村教委からの要望） |
| | 中 | 1年 | ○ | 38人以下学級（市町村教委からの要望） |
| 千葉県 | 小 | 5・6年 | ○ | 38人以下学級（市町村教委からの要望） |
| | | 1年 | | 35人以下学級（市町村教委からの要望） |
| | 中 | 2・3年 | ○ | 38人以下学級（市町村教委からの要望） |
| 東京都 | 中 | 1年 | ○ | 学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学年で35人以下学級 |
| 神奈川県 | 小 | 1～4年 | ○ | 研究指定校において30人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象） |
| | 小 | 5・6年 | | 研究指定校において35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象） |
| | 中 | 全学年 | | |
| 新潟県 | 小 | 1・2年 | | 32人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も含む） |
| | | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | | 35人以下学級（下限25人） |
| 富山県 | 小 | 5・6年 | | 35人以下学級（市町村教委からの要望） |
| | 中 | 1年 | ○ | 35人以下学級（市町村教委からの要望） |
| 石川県 | 小 | 5年 | ○ | 35人以下学級（市町村教委からの要望） |
| | 中 | 1年 | | |
| 福井県 | 小 | 5・6年 | ○ | 35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | | 32人以下学級 |

令和5年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

| 自治体名 | 校種 | 学年 | 選択制 | 概要 |
|------|-----|------|-----|--|
| 山梨県 | 小 | 1～3年 | ○ | 学年2学級以上で、1学級の平均児童数が25人を超える学校で25人以下学級（市町村教委からの要望） |
| | | 5・6年 | | 学年2学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学校で35人以下学級（市町村教委からの要望） |
| | 中 | 1～3年 | | 学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級（市町村教委からの要望） |
| 長野県 | 小 | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | | 35人以下学級 |
| 岐阜県 | 小 | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | | 35人以下学級 |
| 静岡県 | 小 | 5・6年 | ○ | 35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | ○ | 35人以下学級 |
| 愛知県 | 小 | 5年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 1年 | | 35人以下学級 |
| 三重県 | 小 | 1・2年 | | 30人以下学級（下限25人） |
| | | 5年 | | 35人以下学級 |
| | | 6年 | ○ | 研究指定校において35人以下学級 |
| | 中 | 1年 | ○ | 35人以下学級（下限25人）。ただし、学年1～2学級の36人以上学級は解消 |
| | 中 | 2・3年 | ○ | 研究指定校において35人以下学級 |
| 滋賀県 | 小 | 5・6年 | ○ | 35人以下学級 |
| | 中 | 1年 | | 35人以下学級 |
| | | 2・3年 | ○ | 35人以下学級 |
| 京都府 | 小 | 3～6年 | ○ | 30人程度学級 |
| | 中 | 全学年 | ○ | 35人以下学級 |
| 大阪府 | 小 | 5・6年 | ○ | 研究指定校において35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | ○ | 研究指定校において35人以下学級 |
| 兵庫県 | 中 | 全学年 | ○ | 1学年を上限に35人以下学級（市町村教委からの要望） |
| 奈良県 | 小 | 5年 | | 35人以下学級 |
| | 小・中 | 全学年 | ○ | 30人を超える学級で少人数学級編制を研究指定校として実施 |
| 和歌山県 | 小 | 5・6年 | | 35人以下学級 ただし、学年2学級以下の場合は38人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | | 35人以下学級 |
| 鳥取県 | 小 | 1～4年 | | 30人以下学級 |
| | | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 1年 | | 33人以下学級 |
| | | 2・3年 | | 35人以下学級 |
| 島根県 | 小 | 1年 | ○ | 30人以下学級 |
| | | 2年 | ○ | 32人以下学級 |
| | | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 1年 | ○ | 35人以下学級 |
| | | 2・3年 | | 38人以下学級 |
| 岡山県 | 小 | 5・6年 | ○ | 研究指定校において35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | ○ | 研究指定校において35人以下学級 |
| 広島県 | 小 | 5・6年 | | 研究指定校において35人以下学級 |
| 山口県 | 小 | 1年 | | 学年4学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級（市町村教委からの要望） |
| | | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 1年 | | 35人以下学級 |
| | | 2・3年 | | 38人以下学級 |

令和5年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

| 自治体名 | 校種 | 学年 | 選択制 | 概要 |
|-------|----|------------|-----|---|
| 徳島県 | 小 | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 1年 2・3年 | | 研究指定校において35人以下学級 |
| 香川県 | 小 | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 1～3年 | | |
| 愛媛県 | 小 | 5・6年 | | 児童数が概ね各学年100人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | | 生徒数が概ね各学年200人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級 |
| 高知県 | 小 | 1・2年 | | 30人以下学級 |
| | | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | | 35人以下学級 |
| 福岡県 | 小 | 5・6年 | | 研究指定校において35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | | |
| 佐賀県 | 小 | 5年 | | 35人以下学級 |
| | | 6年 | | |
| | 中 | 全学年 | ○ | 35人以下学級 |
| 長崎県 | 小 | 1年 | | 30人以下学級 |
| | | 6年 | ○ | 35人以下学級 |
| | 中 | 1年 | | |
| 熊本県 | 中 | 1年 | | 35人以下学級 |
| 大分県 | 小 | 1年 | | 30人以下学級（18人下限） |
| | | 2年 | | 30人以下学級（18人下限） |
| | 中 | 1年 | | 30人以下学級（20人下限） |
| 宮崎県 | 小 | 1・2年 | | 学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級 |
| | 中 | 1年 | | 35人以下学級 |
| 鹿児島県 | 小 | 1・2年 | | 学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級 |
| | 中 | 1年 | | 生徒数36人以上の学級を2学級以上有する学校のうち研究指定校において35人以下学級 |
| 沖縄県 | 小 | 1・2年 | | 30人以下学級（下限25人） |
| | | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | | 35人以下学級 |
| 札幌市 | 中 | 1年 | | 学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級 |
| 仙台市 | 小 | 5年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 1～3年 | | |
| さいたま市 | 中 | 1年 | | 研究指定校において38人以下学級 |
| 千葉市 | 小 | 5・6年 | ○ | 38人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | ○ | 38人以下学級 |
| 川崎市 | 小 | 5・6年 | ○ | 研究指定校において35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象） |
| | 中 | 全学年 | | |
| 横浜市 | 小 | 5・6年 | ○ | 研究指定校において35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象） |
| | 中 | 全学年 | | |
| 相模原市 | 小 | 5・6年 | ○ | 研究指定校において35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象） |
| | 中 | 全学年 | | |

令和5年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

| 自治体名 | 校種 | 学年 | 選択制 | 概要 |
|------|----|------|-----|------------------------------|
| 新潟市 | 小 | 1・2年 | | 32人以下学級 |
| | | 3・4年 | | 32人以下学級（下限23人） |
| | | 5・6年 | | 35人以下学級（下限25人） |
| | 中 | 全学年 | | 35人以下学級（下限25人） |
| 静岡市 | 小 | 5・6年 | ○ | 35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | ○ | 35人以下学級 |
| 浜松市 | 小 | 1～3年 | ○ | 30人以下学級（下限25人） |
| | | 5・6年 | ○ | 35人以下学級（下限25人） |
| | 中 | 全学年 | ○ | 35人以下学級（下限25人） |
| 名古屋市 | 小 | 1・2年 | | 30人以下学級 |
| | 小 | 5年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 1年 | | 35人以下学級 |
| 京都市 | 小 | 3～6年 | ○ | 30人程度学級 |
| | | 1・2年 | ○ | 35人以下学級 |
| | 中 | 3年 | | 30人以下学級 |
| 大阪市 | | | | |
| 堺市 | 小 | 5・6年 | ○ | 1学級の平均児童数が38人を超える学年で、38人以下学級 |
| | 中 | 1年 | ○ | 1学級の平均児童数が38人を超える学年で、38人以下学級 |
| 神戸市 | 小 | | | |
| 岡山市 | 小 | 5・6年 | ○ | 研究指定校において35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | ○ | 研究指定校において35人以下学級 |
| 広島市 | 小 | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 1年 | | 35人以下学級 |
| 北九州市 | 小 | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 1年 | | |
| | 中 | 2・3年 | ○ | 35人以下学級 |
| 福岡市 | 小 | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 全学年 | | 35人以下学級 |
| 熊本市 | 小 | 5・6年 | | 35人以下学級 |
| | 中 | 1年 | | 35人以下学級 |

注1)「選択制」欄は、市町村の判断で、少人数学級又は少人数指導等の選択的な実施を認めている都道府県・指定都市。

注2)「研究指定校」における実施は、国の加配定数を活用して少人数学級を実施するなど、一部の学校を対象として実施している場合。

川崎市立小・中学校における学級編制基準の弾力的運用について

本市では、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、指導方法工夫改善定数を活用して、学校の実情に応じて少人数指導やチーム・ティーチング、少人数学級を一定数措置しており、各学校が実情に応じてきめ細やかな指導が実施できるようにしている。

少人数学級は、「川崎市立小中学校における研究指定校の実施について」に基づき、1学級あたりの児童又は生徒数が35人を超える学年や標準学級数が前学年時の実学級数を下回るなどの学年に対し、指導方法工夫改善定数を学級担任に充てて、研究指定校として実施している。

【学年ごとの研究指定実施件数】（直近5年間）

| | 小学校 | | | | | 中学校 | | | |
|------|-----|----|----|----|----|-----|----|----|----|
| | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 | 1年 | 2年 | 3年 | 計 |
| R5年度 | 0 | 0 | 22 | 19 | 41 | 3 | 2 | 4 | 9 |
| R4年度 | 1 | 20 | 21 | 8 | 50 | 1 | 4 | 4 | 9 |
| R3年度 | 14 | 15 | 6 | 16 | 51 | 4 | 3 | 4 | 11 |
| R2年度 | 11 | 7 | 13 | 15 | 46 | 2 | 1 | 4 | 7 |
| R元年度 | 8 | 14 | 12 | 16 | 50 | 0 | 3 | 3 | 6 |

- 令和3年度以降、義務標準法の一部改正による段階的な学級編制の標準引き下げに伴い、少人数学級等の実施のために措置されている加配定数の一部の振替が行われている。

川崎市立中学校における学級編制の比較等

1 学級編制

35人編制とした場合の学級増及び学級増に伴う必要な人件費（R5.5.1）

| | | 標準学級数 | 35人編制学級数 | 学級増 | 教職員数 | 教職員数 | | 費用①（千円） 人数×単価 | 費用②（千円） 人数×単価 |
|-----|-----|-------|----------|-----|------|------|----------|------------------|------------------|
| | | | | | | うち教諭 | うち学校事務職員 | | |
| 中学校 | 1年生 | 264 | 305 | 41 | 65 | 62 | 3 | 554,125 | 271,505 |
| | 2年生 | 270 | 301 | 31 | 47 | 46 | 1 | 400,675 | 196,319 |
| | 3年生 | 265 | 300 | 35 | 54 | 53 | 1 | 460,350 | 225,558 |
| | 計 | 799 | 906 | 107 | 166 | 161 | 5 | 1,415,150 | 693,382 |

● 令和5年5月1日見込の児童生徒数を基に、中学生を40人編制とした通常学級の数を「標準学級数」としています。

● 各学年を35人編制した通常学級の数を「35人編制学級数」としています。

● 「教職員数」は、学級増に伴い必要となる教職員の数であり、義務標準法に基づき試算しています。

一人あたりの人件費①

令和5年度一般会計の当初予算における教職員を含む職員一人あたりの人件費

8,525千円

※①は、退職手当、児童手当は含めていない。

一人あたりの人件費②

初任者一人あたりの人件費

4,177千円

義務教育諸学校教育職給料表2級17号給の給与等（給料月額＋教職調整額＋地域手当）の支給総額×16.27月

＋義務教育等教員特別手当×12月

＝(211,200円＋8,448円＋35,143円)×16.27月＋2,600円×12月＝4,177千円

※②は、住居手当、扶養手当、通勤手当等の属人的な手当や社会保険料の事業主負担分などが別途必要となります。

2 教室の整備

● 学級増に伴い不足が見込まれる教室数については、学校ごとに転用可能な教室やその他スペースの有無等、さまざまな実情があるため、一概に示すことは困難

● 中学校において35人以下学級を実施する場合には、詳細な現況調査が必要となります。

義務標準法における学級数及び児童生徒数に応じた定数について

1 養護教諭の定数

義務標準法※ 第8条

| | |
|------------------------------------|------------|
| 3学級以上の小学校及び中学校の合計数 | × 1 |
| 児童の数が851人以上の小学校 生徒の数が801人以上の中学校 | } の合計数 × 1 |

2 栄養教諭及び学校栄養職員の定数

義務標準法 第8条の2

| | | | |
|---------------|---------------|-------|--|
| 学校給食 単独実施校 | 児童又は生徒の数が | | |
| | 550人以上の学校数 | × 1 | |
| | 549人以下の学校数 | × 1/4 | |
| 共同調理場 | 児童及び生徒の数が | | |
| | 1,500人以下 | × 1 | |
| | 1,501人～6,000人 | × 2 | |
| | 6,001人以上 | × 3 | |

3 学校事務職員の定数

義務標準法 第9条

| | |
|--------------------------|------------|
| 4学級以上の小学校及び中学校の合計数 | × 1 |
| 3学級の小学校及び中学校の合計数 | × 3/4 |
| 27学級以上の小学校 21学級以上の中学校 | } の合計数 × 1 |

※義務標準法…公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）

川崎市立高等学校における学級編制について

1 学級編制

公立高等学校の学級編制の標準は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（以下「高校標準法」という。）で、全日制の課程又は定時制の課程における 1 学級の生徒の数は、40 人を標準とすると定められており、それを踏まえながら、本市を含め神奈川県内の公立高等学校では、次のとおりとしている。

【1 学級の生徒数の標準】

| | 全日制課程 | 定時制課程 |
|------|-------|-------|
| 国 | 40 人 | 40 人 |
| 神奈川県 | 40 人 | 35 人 |
| 川崎市 | | |

2 川崎市立高等学校の学級数

| | 全日制 | 定時制 |
|------------|--|------------------|
| 川崎高等学校 | 普通科 3 生活科学科 1 福祉科 1 | 普通科 4 |
| 幸高等学校 | 普通科 3 ビジネス教養科 3 | |
| 川崎総合科学高等学校 | 情報工学科 1 総合電機科 1 電子機械科 1 建設工学科 1 デザイン科 1 科学科 1 | クリエイト工学科 1 商業科 1 |
| 橘高等学校 | 普通科 5 国際科 1 スポーツ科 1 | 普通科 2 |
| 高津高等学校 | 普通科 7 | 普通科 2 |

視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保

学校全体で対応を行うことで教育効果を高めつつ効率化も図ることができるよう、学校の組織力を充実させていく取組や、専門的な知見を持ち児童生徒に効果的な指導・助言が行える専門スタッフの効果的な配置などの人員体制の確保を進めていきます。

| 2-1 教育課題に対応した教職員配置の工夫 【拡充】 | | | | | 2-2 学校事務職員の能力活用 【拡充】 | | | | |
|---|-------------------------------------|----------|----------|----------|--|-----------------|--------------|-----------------|-------------------------|
| ～R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | R6(2024) | R7(2025) | ～R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | R6(2024) | R7(2025) |
| 効果的な教職員配置の 継続的な検討・実施 | 小学校における計画的な35人学級の推進 | | | | 「学校業務相互支援事業」の継続 | 継続実施 | | | |
| | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | | 適切な業務連携・役割分担の検討 | 業務連携・役割分担の検討 | 効率的・効果的な執行体制の検討 | 検討結果に基づく効率的・効果的な執行体制の実施 |
| | 小学校高学年における教科担任制の推進に向けた専科指導教員の段階的な配置 | | | | | | | | |
| 国の加配定数の効果的な活用 | | | | | | | | | |
| <p>《第1次取組期間（～R3）の取組内容》</p> <p>各学校の実情に応じて、少人数指導やティーム・ティーチング、少人数学級に活用している指導方法工夫改善対応教員の一部を専科指導教員へ振り替えて配置しました。</p> <p>《取組の効果》</p> <p>きめ細やかな指導の実施により教育環境が充実するとともに、小学校の学級担任の持ちコマ数が軽減されたことにより、教員の負担軽減にもつながりました。</p> <p>《R4の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校3年生までの35人学級化の実施 ・学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、学級担任の持ちコマ数軽減による負担軽減を図ること等を目的とした教科担任制を推進するため、小学校26校に教科担任制推進担当教員（英語専科担当教員を含む。）を配置 ・小学校における教員の持ちコマ数軽減による負担軽減のため、各学校の実情に応じて、少人数指導やティーム・ティーチング、少人数学級に活用している指導方法工夫改善担当教員から専科指導担当教員へのさらなる振替を実施 | | | | | <p>《第1次取組期間（～R3）の取組内容》</p> <p>各区の中心となって業務を行う相互支援拠点校に、相互支援組織の運用及び業務を総括する地区代表者を配置するとともに、学校事務機能に関し相互に支援を行う学校業務相互支援事業を実施しました。また、効率的・効果的な執行体制の構築に向けて、学校事務職員の具体的な職務内容を整理しました。</p> <p>《取組の効果》</p> <p>学校業務相互支援事業により、学校事務職員の知識・技能等が向上しました。</p> <p>《R4の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教育研究会学校事務研究会における意見交換を実施 | | | | |

2-3 教職員事務支援員等の効果的な配置 【継続】

| ～R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | R6(2024) | R7(2025) |
|---------------------------------------|--------------------|----------|----------|----------|
| 小学校・中学校全校に 教職員事務支援員又は 障害者就業員を配置 | 継続実施 | | | |
| | 学校の実情に応じた効果的な配置の検討 | | | |

《第1次取組期間（～R3）の取組内容》

平成30（2018）年度から試行的に配置し、令和2（2020）年度には、国の補正予算を活用して、同様の業務を担っている障害者就業員（チャレンジド・ワークス）と併せて、全ての小中学校に配置しました。また、活用事例集を作成し、各学校へ周知しました。

《取組の効果》

教員の子どもたちと関わる時間が増えるとともに、授業準備や教材研究の時間が確保できるようになりました。また、教頭や教務主任が校内巡回・教室支援する回数が増えました。

《R4の取組》

- ・小学校・中学校全校への教職員事務支援員又は障害者就業員の配置継続
- ・学校の実情に応じた効果的な配置の検討

2-4 部活動指導員の配置拡充 【拡充】

| ～R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | R6(2024) | R7(2025) |
|-----------------|-----------------|----------|----------|----------|
| 中学校 51 校に 1 名配置 | 効果検証結果を踏まえ、配置拡充 | | | |
| | 55 名 | 66 名 | 81 名 | 104 名 |

《取組の背景》

部活動指導業務は、技術指導の他に大会・練習試合等の引率等もあるため、土日も含め従事時間が長く、長時間勤務の大きな要因の一つとなっています。また、競技経験のない教員は、指導に関して不安や負担を感じている割合が多く、教員の負担軽減を図る必要がありました。

《第1次取組期間（～R3）の取組内容》

平成30（2018）年度に中学校3校に配置し、効果検証を踏まえ、段階的に拡充して配置しました。

| | |
|-------------------|-------------------|
| (平成30(2018)年度) 3校 | (令和元(2019)年度) 7校 |
| (令和2(2020)年度) 22校 | (令和3(2021)年度) 51校 |

《取組の効果》

部活動指導員が技術指導を行うことにより、顧問教員は授業準備や教材研究、生徒指導等の時間を確保できたとともに、生徒の技術力の向上にもつながりました。また、週休日及び休日の引率業務を部活動指導員が行うことにより、休みを確保することができました。

《R4の取組》

- ・部活動指導員50名配置（うち、3名は複数配置）

2-5 専門スタッフの効果的な配置の継続 【拡充】

| ～R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | R6(2024) | R7(2025) |
|------------------|--------------------|----------|----------|----------|
| 学校司書 | 70名 | 92名 | 全小学校 | |
| 学校巡回スクールカウンセラー | 15名に拡充、月2回程度定期派遣開始 | | | |
| | 小学校 | 特別支援学校 | | |
| スクールカウンセラー | 中学校・高等学校拡充(年間42回) | | | |
| スクールソーシャルワーカー | 11名 | 12名 | 13名 | 14名 |
| ALT、理科支援員、総括学校司書 | 継続配置 | | | |

《取組の背景》

児童生徒を取り巻く課題が複雑化・多様化する中、専門的な知見を持ち、児童生徒への効果的な指導・助言や教員の支援を行う専門スタッフの配置の充実が求められていました。

《第1次取組期間(～R3)の取組内容》

学校を支える専門スタッフの効果的な配置を継続しました。

■ 主な専門スタッフの配置状況

| 名称 | H30(2018) | R1(2019) | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------|
| 外国語指導助手(ALT) | 小・中学校86名 高等学校5名 | 小・中学校96名 高等学校5名 | 小・中学校107名 高等学校6名 | 継続配置 | |
| 理科支援員 | 全小学校に配置 | 継続配置 | | | |
| 学校司書 | 総括学校司書21名 学校司書28名 | 総括学校司書21名 学校司書35名 | 総括学校司書21名 学校司書42名 | 総括学校司書21名 学校司書56名 | 総括学校司書21名 学校司書70名 |
| 学校巡回スクールカウンセラー | 7名(要請のあった小学校を巡回) | 継続 | | | 15名に増員し、小学校～月2回程度定期派遣 |
| スクールカウンセラー | 全中学校に配置 | 継続配置 | | 全中学校(年間40回) 全高等学校に配置 | 全中学校・高等学校に配置拡充(年42回) |
| スクールソーシャルワーカー | 各区の教育担当に配置(8名) | 継続配置 | | | 11名配置 |

《取組の効果》

ALTや理科支援員により授業の充実が図られるとともに、教員の負担軽減につながりました。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにより、児童生徒により効果的な指導・助言が行えました。

《R4の取組》

配置の継続又は拡充を行い、効果的な配置を継続していきます。

2-6 法律相談弁護士の配置 【継続】

| ～R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) | R6(2024) | R7(2025) |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 法律相談弁護士の配置 | 継続実施 | | | |

《取組の背景》

学校において発生する様々なトラブル解決のため、学校法律相談を外部の弁護士に委託して実施するのではなく、職員として任用し、法制的な観点からの学校への支援体制の拡充を検討していました。

《第1次取組期間(～R3)の取組内容》

令和元(2019)年度から、週1日フルタイム勤務の法律相談弁護士を任用し、学校からの相談に応じるとともに、いじめ事案及び学校事故事案について、教職員を対象とした研修を実施しました。

【相談件数実績】

(令和元(2019)年度) 117件 (令和2(2020)年度) 139件
(令和3(2021)年度) 164件

《取組の効果》

学校からの相談に対し、法的側面からの助言や、保護者との面談への同席等により、相談体制の構築につながりました。

《R4の取組》

これまでの取組を踏まえ、継続実施していきます。(令和4(2022)年度) 172件

GIGA スクール構想における 1 人 1 台端末の整備状況について

1 整備台数（児童生徒及び教員用）

| | | |
|----------|---------------|-----------|
| 小学校、中学校等 | Chromebook 端末 | 116,356 台 |
| 特別支援学校 | iPad 端末 | 702 台 |
| 合計 | | 117,058 台 |

2 整備方法

リース方式：令和 3 年 3 月 31 日から令和 8 年 3 月 30 日まで

3 国庫補助（公立学校情報機器整備費補助金）

補助対象：児童生徒数の 2 / 3

補助上限：1 台あたり税込 45,000 円

4 経費内訳

国庫補助分（児童生徒数の 2 / 3 × 補助上限額） 2,831,842,985 円

市費負担分（児童生徒数の 1 / 3 及び教職員分、補助上限額を超えた経費） 5,890,552,800 円

合計 8,722,395,785 円

* 他に、総合教育センター等職員、非常勤講師用として追加して整備した備品端末(補助対象外：1,834 台)があります。

GIGAスクール構想の着実な推進 ～1人1台端末の更新～

現状・課題

- 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。
- 一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数（4～5年程度）が迫るなど、早い自治体では令和6年度中の更新を要する。
- このため、GIGAスクール構想第2期を念頭に、今後、**3～4年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子どもたちの学びを止めない観点から、予備機の整備を進めること**とし、当面令和6年度の更新等に要する経費を要求する。

骨太の方針2023【令和5年6月16日閣議決定】（抜粋）

第4章 中長期の経済財政運営 5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

（質の高い公教育の再生等）

GIGAスクール構想について、次のフェーズに向けて周辺環境整備を含め、ICTの利活用を日常化させ、人と人の触れ合いの重要性や発達段階、個人情報保護や健康管理等に留意しながら、誰一人取り残されない教育の一層の推進や情報活用能力の育成など学びの変革、校務改善につなげるため、運営支援センターの全国的な設置促進・機能強化等徹底的な伴走支援の強化により、家庭環境や利活用状況・指導力の格差解消、好事例の創出・展開を本格的に進める。各地方公共団体による維持・更新に係る持続的な利活用計画の状況を検証しつつ、国策として推進するGIGAスクール構想の1人1台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める。

事業内容

【補助内容】

| | |
|------|--------------------------------|
| 補助対象 | ①児童生徒数全体の2/3台分 ②予備機（①の5%以内） |
| 実施主体 | 都道府県、市町村 |
| 補助割合 | 定額補助 |
| 補助上限 | 4.5万円/台 |

※国私立学校の学習者用端末や障害のある児童生徒のための入出力支援装置も別途要求

【事業スキーム】

- ①都道府県、市町村が児童生徒が使用するPC端末を整備する経費を補助。
- ②前回整備時同様に、端末整備に当たってはリース・買取の両方を可能とする。
- ③小規模自治体の調達支援と整備後の広域での利活用を効果的・効率的に進める観点から、都道府県等の適切な関与の下での共同調達を強く推奨。

【補助要件等】

- ①日常的な利活用計画を立てること。
- ②補助対象の端末とあわせ、残りの1/3の端末や予備機等の確実な整備。
- ③一人一台の指導者用端末について確実な整備。
- ④アダプタを付ければ活用可能な古い端末はリユースを徹底するとともに適切なリサイクル計画の策定
- ⑤その他、第1期の整備における課題を十分踏まえた整備・運用計画の策定等

（担当：初等中等教育局修学支援・教材課）

(抜粋)

令和6年度

国の予算編成に対する要請書

(文部科学省)

令和5年6月

川崎市

教職員定数の改善と教育人材の確保について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 小学校における教科担任制の更なる導入について、全校実施が可能となるよう、他の加配定数の振替によらずに基礎定数化する等の定数改善を行うこと。
- 2 支援を必要とする多様な児童生徒に対応するため、コーディネーターを担う教員の全校配置が可能となるよう基礎定数化、さらに、特別支援学級の学級編制の標準を特別支援学校と同等とする等の定数改善を行うこと。
- 3 年度の途中において産育休を取得する教員の代替教員の確保は、年度の後半になるほど困難になることから、年度の当初から前倒して任用する場合の定数の対象範囲を拡大すること。
- 4 将来を見据えた採用計画とするため、中学校における 35 人学級化について、早期に決定するとともに、教育人材の確保が困難な状況が続いていることを踏まえ、教員を志し、将来の学校教育を担う人材を増やすための効果的な施策を実施すること。

■ 要請の背景

- ティーム・ティーチング等による指導方法の工夫による効果を維持しつつ、義務教育 9 年間を見通した指導体制の確立や、小学校教員の持ちコマ数の軽減による更なる働き方改革の推進等の効果を見据え、既存加配定数の振替によらず、全ての小学校において教科担任制の導入を行う必要があります。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加や障害の重度化、いじめや不登校、日本語指導を必要とする児童生徒への対応等支援を必要とするニーズの多様化を踏まえ、これらに対応してコーディネートする専門教員の配置が不可欠です。
- 年度の途中において、産育休を取得する教員の代替教員の確保は、年度の後半ほど困難であり、これらの人材を可能な限り早期に確保する必要があります。
- 一方、全国的に教員採用試験の受験者数、倍率が低下する中、当面児童生徒数が増加する本市では、35 人学級化による定数増も見込まれます。将来の学校教育を担う人材を増やすため、国において効果的な施策が実施される必要があります。

■ 本市における支援を必要とする児童生徒数の状況

(1) 日本語指導を必要とする児童生徒数の推移 (人)

| 年度 | 小学校 | 中学校 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|
| 元年度 | 441 | 150 | 591 |
| 2年度 | 520 | 167 | 687 |
| 3年度 | 637 | 154 | 791 |
| 4年度 | 733 | 147 | 880 |

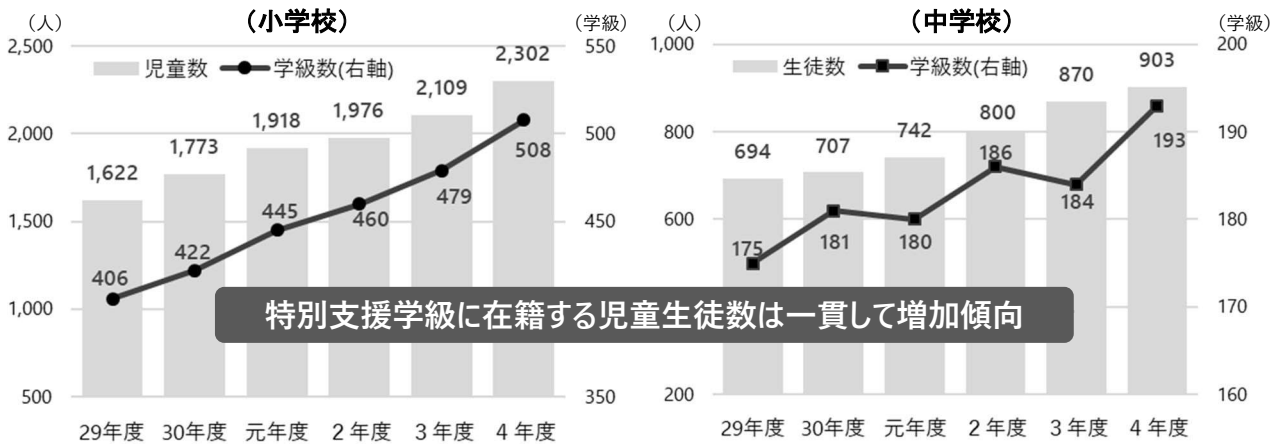
4年間で約1.5倍に増加

(2) いじめ認知件数の推移 (人)

| 年度 | 小学校 | 中学校 | 合計 |
|------|-------|-----|-------|
| 29年度 | 1,923 | 253 | 2,176 |
| 30年度 | 2,973 | 263 | 3,236 |
| 元年度 | 4,027 | 349 | 4,376 |
| 2年度 | 3,688 | 260 | 3,948 |
| 3年度 | 4,056 | 275 | 4,331 |

平成29年度の約2倍

(3) 特別支援学級在籍者数及び学級数の推移



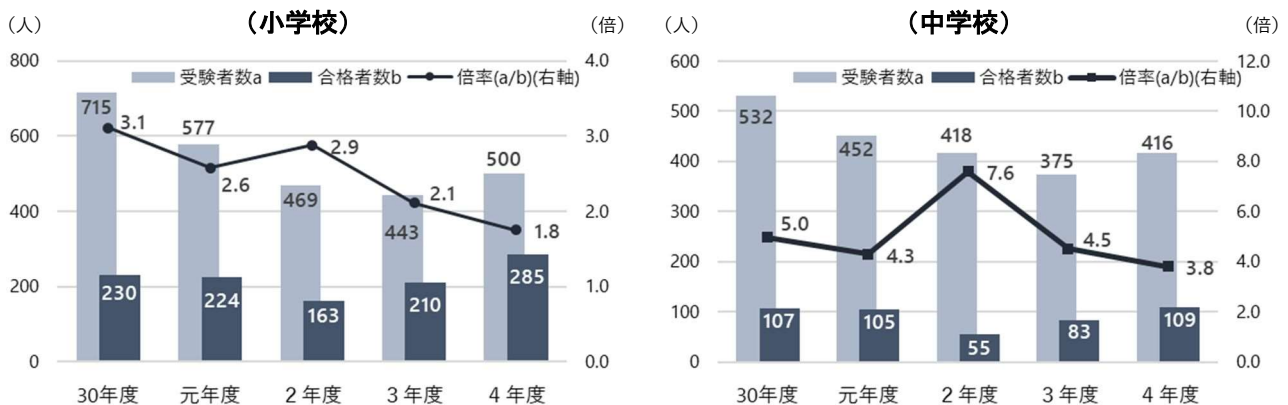
■ 年度途中における月別産育休取得者数の状況 (小・中学校)

| 年度\産休等始期 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|----------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 令和元年度 | 20 | 8 | 11 | 14 | 16 | 13 | 17 | 12 | 7 | 10 | 14 | 13 | 155 |
| 令和2年度 | 23 | 16 | 9 | 12 | 16 | 4 | 12 | 11 | 9 | 6 | 12 | 12 | 142 |
| 令和3年度 | 17 | 20 | 24 | 14 | 16 | 15 | 18 | 10 | 8 | 11 | 10 | 14 | 177 |
| 小学校 | 11 | 13 | 15 | 10 | 14 | 13 | 13 | 8 | 7 | 9 | 6 | 11 | 130 |
| 中学校 | 6 | 7 | 9 | 4 | 2 | 2 | 5 | 2 | 1 | 2 | 4 | 3 | 47 |
| 令和4年度 | 13 | 19 | 19 | 9 | 11 | 15 | 15 | 3 | 13 | 15 | 16 | 17 | 165 |
| 小学校 | 8 | 15 | 13 | 6 | 7 | 12 | 13 | 2 | 10 | 12 | 13 | 12 | 123 |
| 中学校 | 5 | 4 | 6 | 3 | 4 | 3 | 2 | 1 | 3 | 3 | 3 | 5 | 42 |

年間を通して任用事由が発生

■ 本市における教員採用試験実施状況

特に小学校において人材確保が困難



G I G A スクール構想の推進について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 児童生徒1人1台端末環境の維持のため、令和7年度に予定している端末の更新費用について、児童生徒及び教職員等に必要な台数全てを国庫補助の対象とするとともに、補助単価の引き上げを行うこと。また、今後の方針やスケジュール等についても早期に示すこと。
- 2 通信ネットワーク維持のため、高速インターネット回線接続費用及びネットワーク機器の維持管理に係る経費について補助対象とすること。また、少人数学級に伴う学級数の増加や特別教室での端末活用の拡大により、無線アクセスポイントの追加工事が必要となるため、国庫補助事業の事業実施期間を延長すること。
- 3 本構想は、全国一律に実施する施策であることから、地方交付税措置による対応ではなく、国の責任において、学習者用デジタル教科書、ICT支援員の増員等の経費も含め、今後発生する全ての経費について全額国庫負担とすること。

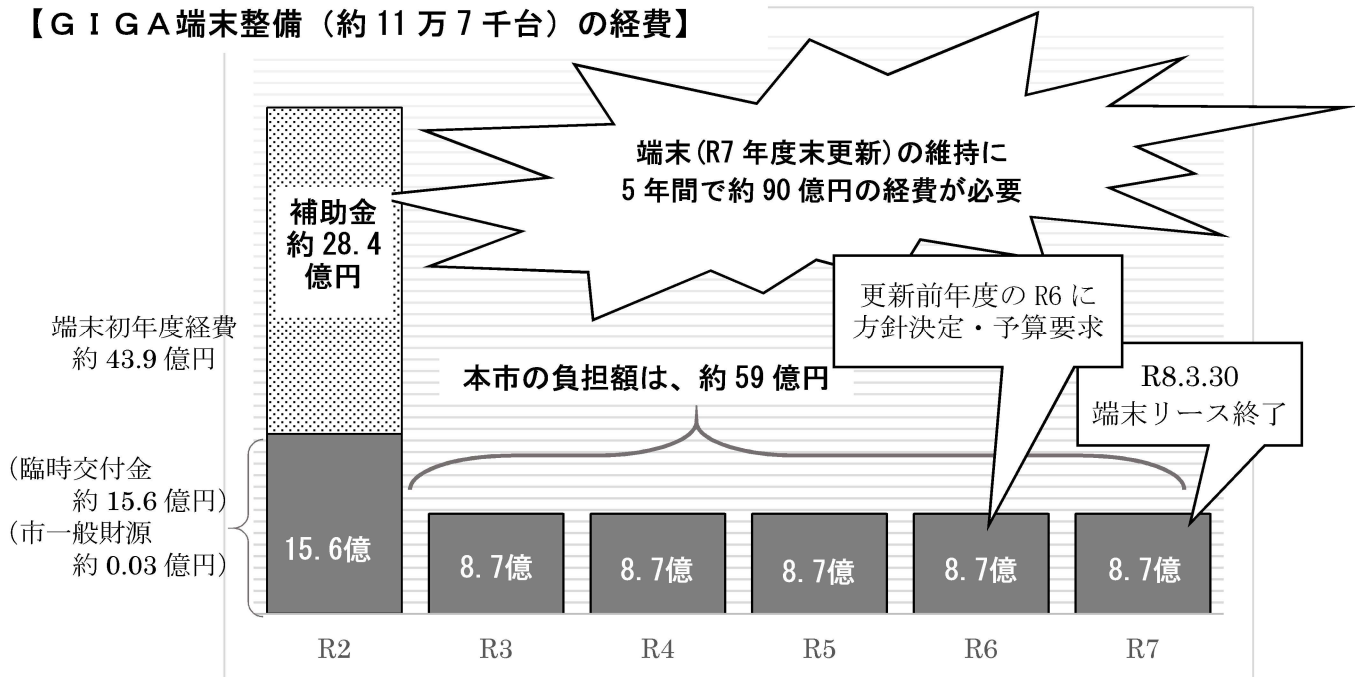
■ 要請の背景

- 令和元（2019）年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す」とともに、「事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる」ことが示されました。
- 本市では、令和2年度に1人1台端末と校内無線ネットワーク環境を整備し、令和7年度には、端末のリース契約終了に伴い、端末の更新を予定していますが、ネットワーク環境を維持することや、約11万7千台の端末を市費で更新することは、膨大な負担となります。
- 本市では、Society5.0を見据え、子どもたちの新たな価値を創造する力の育成や、教育現場におけるICT環境の充実等に必要な財政措置を要請しており、本構想に基づく取組についても、未来を担う「人づくり」である教育活動に大きく影響を与えるものであり、大変重要であると強く認識しています。一方、将来にわたる費用負担も含め、各自治体の財政に与える影響は大変大きなものとなっております。

■ 児童生徒1人1台端末環境の維持に係る経費

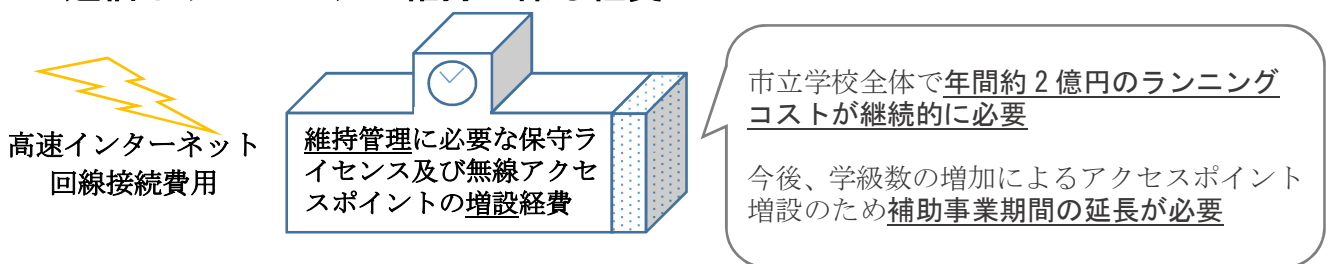
国のGIGAスクール構想を実現し、1人1台端末環境を維持していくためには、自治体の負担が大きく、必要台数全てに係る費用全額について継続的かつ十分な財政措置を講じることが必要です。

【GIGA端末整備（約11万7千台）の経費】



- ・ 端末更新時には必要台数全てを補助対象とし、補助単価の引き上げが不可欠
- ・ 令和6年度に予算を編成するため、今後の方針を早期に示してもらった必要がある。

■ 通信ネットワークの維持に係る経費



■ 令和時代のスタンダードな学校として

本構想については、「誰ひとり取り残すことのない、個別最適化された学びの実現」に向け、令和時代のスタンダードな学校として欠かせないものと捉えています。

・ 学習者用デジタル教科書等についても紙の教科書と同様に無償給与すること。
 ・ 特別教室を含む全ての教室においてデジタル教科書等が活用できるよう環境整備の補助事業期間を延長すること。

・ 義務教育段階において全国一律に実施する施策であることから、国の責任で行われるべきであり、地方交付税措置等による対応ではなく、後年度負担も含めて全額国費負担で措置すること。

(抜粋)

要 望 書

令和5年7月

指定都市教育委員会協議会

1 教職員配置の充実改善

学校教育の一層の充実を図るため、大都市における特有の事情を御勘案のうえ、次の事項について特段の御配慮をお願いします。

(1) 義務教育費国庫負担制度の在り方

義務教育費国庫負担制度については、公立義務教育諸学校の教職員の給与費が義務教育の根幹を支える重要な事項であることを十分に踏まえ、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額について、適切な財政措置を講じられたい。

(2) 教職員定数の更なる改善

いじめ等の課題や基礎学力の向上など個に応じたきめ細かな指導を実現し、新学習指導要領に基づく教育活動を着実に実施するほか、GIGAスクール構想によるICT化や小中一貫教育の推進等に適切に対応するためには、教職員定数の改善が不可欠である。学級編制の標準については、令和3年度より小学校第2学年から学年進行により段階的に35人に引き下げることとなったが、さらなる学級編制の標準の改定に向けて、小学校における改定に加え、将来を見据えた採用計画とするため、中学校において35人に引き下げる改定を早期に決定するとともに、これらの改定にあたっては他の加配からの振替によることのないよう進められたい。

また、インクルーシブ教育システムを推進する観点から、通常学級において、特別支援学級の児童生徒が学ぶ機会が飛躍的に増加しており、通常学級の学級編制にあたっては、特別支援学級の児童生徒を加えて学級編制されたい。

なお、その際、次に掲げる定数措置等を実施されたい。

ア 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置状況改善のための、国における配当の充実及び基準の明確化・定数化

イ 学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の指導（一人一人の児童生徒の実情に応じたきめ細かな対応）が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の増及びいじめ・不

- 登校への早期対応をはじめ、児童生徒が抱える諸問題の解決に資するための、児童生徒への指導や支援、家庭・地域・関係機関との連携等を専任する教員の全小中義務教育学校1名以上の加配定数の確保
- ウ 小学校における教科担任制の導入・専科教員による指導の充実や各都市で行われている少人数学級編制を更に充実するための加配定数の確保
- エ 小学校英語の教科化及び外国語教育の充実に向けた小学校英語専科教員の全小学校への配置が可能となる加配定数の拡充及び定数措置基準（24コマで1人）の緩和並びに英語専科教員の英語力の要件の緩和
- オ 少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導等を行うための指導方法工夫改善加配の基礎定数化の拡充
- カ 特別支援教育コーディネーターの専任化を進め、教育的ニーズのある全ての児童生徒への早期対応や、教育相談・療育機関等の関係諸機関と適切に連絡・調整するなどの包括的な対応により、総合的に特別支援教育を充実するための、各学校1名の加配定数の確保
- キ 授業時間数が増加したことに対応するための定数の改善
- ク 初任者研修指導教員の定数措置の改善（初任者4名につき指導教員1名の割合での定数措置）や教育センター等における研修定数の拡充、養護教諭等の増員、栄養教諭及び学校栄養職員の一層の定数改善
- ケ 栄養教諭が、共同調理場の給食管理と受配校における食に関する指導と一体的なものとして展開し、受配校における食に関する指導を一層充実させ、年々増加している食物アレルギーを有する児童生徒等の個別指導をきめ細やかに行うための、共同調理場の食数規模や受配校数に応じた配置基準の改善
- コ 小中一貫教育の利点を活かした教育活動が可能となるよう、義務教育学校や中学校併設型小学校・小学校併設型中学校はもとより、小中一貫教育に取り組むその他の学校に対しても、教職員定数の加配措置及び外国語をはじめとする小学校高学年における専科教育の充実や、小・中学校両教育課程に携わ

る教員の負担軽減等のための標準法改正を含めた教職員定数の確保

- サ 不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校において、児童生徒にきめ細かな指導を行うための加配教員の確保
- シ 学校事務職員が学校における総務・財務等の専門性等を活かし、管理職を補佐して学校運営に関わることができるようにするための定数措置の一層の充実
- ス 基礎定数化された通級指導担当教員や日本語指導担当教員、初任者研修担当教員の定数積算に係る対象要件の緩和や配当基準の改善
- セ 少人数、個別指導、多言語対応など個別の状況に基づき定数を充実されたい。特に、不登校児童生徒のための教育施設や、夜間中学については、少人数教育が必要であるため、学級編制基準の特例を設けるなど実態に合った財政措置及び定数配当の充実を図られたい。
- ソ 地方公務員の定年引上げに伴う教員採用者数の平準化に際して見込まれる増員に係る定数措置

(3) 教員の給与改善

教育水準の維持向上には、優れた教員の確保が不可欠であること、また、教員の大量退職により教員の確保が一層困難になること、更に、優秀な人材が必要な数だけ確保できなければ、結果的に教育水準の低下を招くこと等を踏まえ、高い専門性と職責の反映である教員給与の優位性を定めた人材確保法の趣旨を踏まえた適切な給与制度を至急確立されたい。

特に、教職調整額について、現在の教員の勤務実態を踏まえた上で、現在検討されている一律支給の見直しや新たな手当の創設等、実態に見合った制度への見直しを早急に行うとともに、必要な財政措置を講じられたい。

さらに、教育現場において重要な役割を担っている臨時的任用教員が不足している現状を解消するため、地域の実情に応じた臨時的任用教員の処遇改善を図るための特例交付金や新たな手当等を早急に創設するとともに、必要な財政措置を講じられたい。

また、教員の給与水準は、給与負担等の指定都市への移譲に伴い、各指定都市が決定することとなったが、教員の給与制度の根幹については、法定されているところである。今後更なる教員の給与制度の改善に向け、教育の機会均等と教育水準の維持向上の観点から、次の事項に配慮しつつ、一定の指標ないし基準を策定されたい。

ア 管理職手当の改善

イ 教員特殊業務手当の改善

特に、児童又は生徒に対する緊急の補導業務及び児童又は生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務に係る手当の支給要件の緩和

ウ 給料月額の改善

(4) 県費負担教職員の給与負担等の移譲後における財政措置

県費負担教職員の給与負担等が道府県から指定都市へ移譲されたことに伴い新たに発生した人事・給与事務等について、引き続き現行の教育水準を安定的に維持するために、必要な体制の整備・確保に要する財政需要があることから、国庫負担を行った上で、各都市の実情を考慮し、必要に応じて財政措置を講じられたい。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒への教育の充実

今後、公立学校に在籍する外国人児童生徒等の更なる増加が予想される現状において、日本語指導が必要な児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制充実のため、日本語指導担当教員の定数加配措置の充実並びに基礎定数化に伴う対象要件の緩和及び配当基準の改善を図られたい。

また、外国人児童生徒等とその保護者が日本の学校生活について十分理解できるように母語で支援ができる支援員や、地域での学びを支える学習支援員の配置等に加え、外国人児童生徒等の母語・母文化の保持と伸長を推進する場の提供や支援員の配置等について、適切な財政措置を講じられたい。

さらに、初期指導等を行う拠点施設におけるICTを活用した日本語学習が行えるよう、機器及びコンテンツの導入経費のための財源措置の充実を図られたい。

(6) 障害のある教員への指導時数等軽減措置の制度化及び法定雇用率の達成に向けた体制づくり

障害のある教員に対し、必要に応じて指導時数等の軽減が図られるよう、財政措置を講じられたい。

また、法定雇用率の達成に向けた体制づくりが図られるよう、教職員定数の確保を講じられたい。

(7) 補習等のための指導員等派遣事業

教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）について、国庫補助率の嵩上げ及び国庫補助基準額の引上げを図られるとともに、民間事業者を活用した人員配置及び指導員の研修やコーディネーターの配置、地域人材（報償費による有償ボランティア）に係る経費についても補助対象を拡大するよう、更なる財政措置の拡充を図られたい。

2 学校における働き方改革の推進

令和元年 12 月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、教育職員の時間外在校等時間の上限が示されたことに伴い、各地方公共団体においても教育職員の業務の量の適切な管理等を行うため、条例、規則等の整備が求められたところであります。

教育職員の健康及び福祉を確保し、学校における働き方改革を推進するに当たり、次の事項について特段の御配慮をお願いします。

- (1) 部活動指導員や教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、スクールロイヤー、ALT（外国語指導助手）等の配置など教員の負担軽減のための施策について、配置の拡大や都市部の実態を踏まえた補助基準額の引上げ及び補助率の嵩上げ、兼職兼業により必要となった割増賃金、補助制度の創設、人材派遣・外部委託・地域人材（報償費による有償ボランティア）を活用した事業等の補助対象を拡大するなど、各地域の実態に応じた多様な運営手法を選択し得る制度となるよう、より一層の財政措置を講じられたい。

特に教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）については、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行した後も十分な財源を引き続き確保するとともに、補助率の嵩上げなどの財源措置を講じられたい。

- (2) 少人数学級の拡充、専科指導及び少人数指導の充実など教職員定数の改善を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象として位置づけられたい。

- (3) 大量退職・大量採用が続く中、産前産後休暇取得者、育児休業者（育児短時間勤務者を含む）、介護への配慮が必要な教職員や再任用教職員などが増加傾向であることを踏まえ、働きやすい環境づくりを進めるための措置を講じられたい。特に、育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、義務教

育費国庫負担金の算定基礎定数に含めることや、年度途中で出産休暇等を取得する教職員の代替者を年度当初に任用した場合に義務教育費国庫負担金の算定基礎定数に含める対象範囲を拡大する等、適切な財政措置を図られたい。

また、年度途中での出産休暇等を取得する教職員の代替者となり得る臨時的任用職員の人材が不足していることを踏まえ、年度当初に指導方法工夫改善定数等の国加配定数に充当した正規教員を、年度途中で不在となる学級担任に切り替えた場合にも、加配定数の返還によらず算定基礎定数に含める等適切な財政措置を図られたい。

さらに、育児短時間勤務制度についても、その取得希望増加に応えつつ、学校体制の維持を図るため、短時間勤務者は、週当たり勤務時間数がおよそ半分となることから、定数上0.5と数えることとし、補充を入れずに、2人で定数1とすることも可能とすることなど制度の拡充を求める。

- (4) 学校給食費等の公会計化の推進にあたっては、業務システムの導入又は改修、運用経費や人員の確保が支障となっており、適切な財政措置を図られたい。

- (5) 休日の部活動の段階的な地域移行については、各自治体の実情や意見を十分に把握し、学校における働き方や現行の自治体の実務を踏まえた上で、平日の部活動との関係性や責任の所在など部活動改革のあり方について慎重に検討を行い、国庫補助制度の創設を含めて、国において実現可能性の高い制度を構築されたい。

7 学校教育の振興充実

学校教育の振興充実を更に図るため、次の事項について特段の御配慮をお願いします。

(1) 義務教育教科書の無償給与の堅持

国庫負担による義務教育教科書の無償給与の堅持を図られたい。また、無償給与の対象にデジタル教科書も加えられたい。

(2) 就学援助費に係る財政措置の充実等

義務教育を円滑に実施するため、就学援助費に係る財政措置の充実、医療費援助対象疾病の拡大等その拡充を図られたい。

特に、援助対象者の増加が指定都市財政の大きな負担となっている現状に鑑み、実態に見合った財政措置を講じられたい。

また、地方が国の要請により、生活扶助基準の引下げを就学援助基準に反映させることなく、引下げ前の基準を維持した場合には、それに対する十分な財政措置を講じられたい。

なお、国において要保護児童生徒援助費補助金の見直し等を行う際には、地方自治体において準要保護世帯に対する就学援助制度の在り方について十分に検討する期間を確保できるよう、速やかな情報提供等に努めるとともに、多くの自治体が準要保護世帯への支給基準としている現状に鑑み、新入学学用品費等単価について、生活保護の入学準備金と同額に改定を図られたい。更に、現状において格差のある項目や援助費単価を大幅に増額される項目について、準要保護世帯に対しても要保護世帯と同等に援助できるように財源措置を講じられたい。

また、就学援助は、学齢簿編成と合わせて就学事務として自治体情報システムの標準化の対象であり、令和7年度末までに国が定める標準仕様に適合した標準準拠システムへの移行に向けて円滑に進められるよう、速やかな情報提供及び住民の利便性向上や自治体職員の負担削減につながる弾力的な運用を図られるとともに移行に対する十分な財政措置を講じられたい。

- (3) 学校給食費の保護者負担軽減に係る制度創設及び財政措置
児童生徒の心身の健全な発達に資する学校給食については、独自の助成制度を実施する地方自治体が増えている状況をふまえ、保護者の経済的負担軽減を図るため、公費負担を念頭においた持続可能な全国一律の制度を創設するとともに、必要な財政措置を講じられたい。
- (4) 公立高等学校教職員定数改善計画の早期策定等
高等学校教育の一層の多様化・弾力化の推進と先進的な取組の支援、新たな公立高等学校教職員定数改善計画の早期策定、円滑な実施を図られたい。
また、施設整備については計画事業量に見合う予算額及び起債枠の確保を図るとともに、耐震対策、老朽建物の改築や大規模改造、バリアフリー対策等を補助事業とし、専門学科・総合学科・単位制高等学校などの特色化等に係る施設整備について財政措置の拡充を図られたい。
- (5) 理科教育振興費国庫補助金に係る予算確保
理科教育の振興を図るため、引き続き理科教育設備整備費等補助金に係る予算の確保を図られたい。
また、理科の観察・実験活動を活性化させるための補助員を配置する理科観察実験支援事業に関する補助基準が引き下げられたところであるが、従来通りの予算の確保及び更なる拡充を図られたい。
- (6) 産業教育の計画事業量に見合う財政措置
産業教育の施設、設備の充実を図るため、計画事業量に見合う財政措置を図られたい。
- (7) 学校ICT環境整備に係る財政措置
「GIGAスクール構想」の推進に向けた整備に対する補助に関しては、当初整備分に限定せず、端末のリース費や修繕・保守等のランニングコスト及び更新に係る経費並びに、指導者用・児童生徒数の増などによる追加用・予備用端末の確保にかかる経費についても継続的な財政措置を図るとともに、セキュ

リティ対策等の費用や各種ソフトウェアのライセンス費用、授業目的公衆送信補償金、運用保守費用、家庭等での端末活用に伴う通信環境整備に係る費用や回線使用料など、高等学校段階も含めて端末の導入・運用に必要不可欠な費用についても補助対象とされたい。

G I G Aスクール運営支援センター整備事業について、ネットワーク点検や応急対応、ヘルプデスクの運営及びサポート対応等の委託経費及び可搬型通信機器（L T E通信）の通信費について財政措置がなされたが、国が算定した1校当たりの補助単価と実際にかかる事業費との乖離が大きく、実態に見合った金額が補助されていないため、更なる財政措置を講ずるべきである。また、今後デジタル教科書の利用拡大時には、校内通信ネットワーク環境の更なる整備が必要となるため、ネットワーク改修経費についても対象とするとともに、あわせて、情報通信技術支援員（I C T支援員）の配置にかかる経費についても、1校1人配置とするなど、十分な財政措置を講ずるべきである。

加えて、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進するため、A I機能を搭載したデジタルドリルや協働学習ソフト、デジタル教科書等の学習コンテンツの導入、E d T e c hの活用を推進するための財源措置の充実を図られたい。

更に、令和4年3月に文科省より示された「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠した情報セキュリティ対策の構築のための財政措置の充実を図られたい。なお、学校のI C T環境整備にかかる地方財政措置は令和6年度まで延長されたが、次期計画について早期に内容を示すとともに、上記の補助制度や財政措置の充実とあわせて1人1台端末等G I G Aスクール構想実現後の運用体制に見合った財政措置とされたい。

(8) 伝統文化の体験活動等推進に係る財政措置

児童生徒に対する伝統文化の体験活動等の推進に必要な財政措置を図られたい。

(9) 国際化・外国語教育への対応

ア 日本の高校生の海外留学、外国青年招致事業、中・高等学

請願要旨に対する本市の考え方について

- 請願要旨1「行き届いた教育を実現するために、学級数によらない教職員の定数改善、『学級編制基準の弾力的運用』のための加配等、豊かな教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること」について

(本市の考え方)

令和3年度に、新しい時代の学びを支える環境を整備するため、義務標準法が改正され、小学校の学級編制の標準を学年進行により段階的に35人に引き下げられることとなりましたが、中学校においても、少人数によるきめ細かな指導体制の整備が必要であると考えております。

そのため、今後、さらなる少人数学級の拡充を含め、教職員定数の改善を図るためには、国による財源措置と義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定、実施が必要となります。

また、本市では、学校の実情に応じて、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、指導方法工夫改善定数を活用した、少人数指導やチーム・ティーチング、少人数学級を実施できるよう一定数措置しており、各学校が実情に応じてきめ細やかな指導が実施できるよう、教育環境の充実を図ることが重要であると考えております。

そのため、学級編成の標準が40人となっている中学校はもちろんのこと、小学校の35人学級が全学年で完成した後も、学校の実情によってきめ細やかな指導ができる加配定数の確保が必要となります。

以上のことから、引き続き、きめ細やかな指導体制を構築するための定数改善については、様々な機会を通じて国に要望してまいります。

さらに、高等学校につきましては、令和3年度の義務標準法の改正にあたり、衆参両院において「高等学校の学級編成の標準の在り方についても検討すること」等を含む附帯決議が付されていることから、今後の国の動向等を注視するとともに、高等学校生徒の入学定員計画については、公立中学校卒業予定者の動向や私立高等学校等の配置状況などを十分に考慮しながら、本市だけではなく神奈川県内の公私立高等学校設置者で定めていることから、引き続き、神奈川県公私立高等学校設置者会議において、協調しながら取り組んでまいります。

- 請願要旨 2 「学校の働き方改革・長時間労働是正に向けて、教職員の職種に応じた役割の明確化や教員事務支援員等の教員免許を有しないスタッフの拡充により学校の教育力の向上、平準化に向けて少数職種や教員免許を有しないスタッフの配置増の予算を確保・拡充すること。」について

(本市の考え方)

教員の長時間勤務が全国的な課題と認識される中、本市においても教職員の長時間勤務を是正するとともに、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら、業務遂行できるようにすること、また、業務の役割分担・適正化を着実にいき、授業や学級経営、児童生徒指導等の業務に専念できる環境を整えていく必要があると考えております。

令和4年3月に「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を定め、時間外在校等時間の縮減に向けた教職員の意識改革につながる取組のほか、学校全体で対応を行うことで教育効果を高めつつ効率化を図ることができるよう、学校の組織力を一層充実させていく取組や、専門的な知見を持ち、児童生徒に一層効果的な指導・助言が行える専門スタッフの効果的な配置などの人員体制の確保を進めております。

なお、国において、授業の質の向上、小中学校間の円滑な接続等の他、小学校高学年の教員の持ちコマ数の軽減による教職員の負担軽減に資する、小学校における教科担任制の導入に伴う専科教員の加配定数について、令和4年度

から令和5年度までに1,900人分の定数改善が図られ、今後さらに1,900人分の定数改善が予定されており、本市でも積極的に活用しているところです。

また、義務標準法における少数職種とは、専門性を要する職として、養護教諭、栄養教諭及び学校栄養職員、学校事務職員が該当いたします。同法において、養護教諭及び栄養教諭・学校栄養職員の定数については児童数、学校事務職員の定数については学級数で算定することとされております。養護教諭は、児童生徒等の健康問題における関係職員の連携体制の中心を担い、栄養教諭・学校栄養職員は、食に関する指導における教職員間の連携等の要としての役割を果たし、学校事務職員は、より広い視点に立って、校長を学校経営面から補佐する学校運営チームの一員としての役割を果たすことが期待されております。

今後も教職員の負担軽減を図れるように、効果的なスタッフの配置を進めていくほか、教職員負担軽減に効果が特に高く、業務改善につながる加配定数の改善等については、様々な機会を通じて、国に要望してまいります。

●請願要旨3「G I G Aスクール構想による1人1台端末については、円滑な更新が行えるよう予算を確保するとともに、国としても環境整備を推進すること」について

(本市の考え方)

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善など、学習活動の一層の充実のためには、これまでの教育実践の蓄積とICT活用を掛け合わせる必要があります。令和時代のスタンダードな学校像として、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する、G I G Aスクール構想の推進には、端末の整備だけではなく、通信環境の維持、学校に対する支援体制の維持、教育データ利活用に向けた取組等、様々な施策を効果的に展開していく必要があります。

以上のことから、引き続き、G I G Aスクール構想の着実な推進に向けた継続的な財政措置について、様々な機会を通じて国に要望してまいります。

●請願要旨 4 「義務教育費国庫負担制度を堅持すること。」について

(本市の考え方)

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹をなす、「教育の機会均等の保障」「教育水準の維持向上」「無償制」について、国が責任を持って支える制度とされており、これまで一定の役割を果たしてきたものと考えておりますが、本市といたしましては、都道府県や政令市間において、教育費の水準に著しい格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずることを前提として、国から地方への税源移譲により、地域の実情に応じた、創意と工夫に満ちた教育行政を展開していく必要があると考えております。